

平成28年5月18日  
文化庁次長決定

## 熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業実施要項

### 1 事業の目的

熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業（以下「復旧支援事業」という。）は、熊本地震によって被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援等を行うことにより、我が国の貴重な文化財である建造物を保護することを目的とする。

### 2 事業の内容

熊本地震により被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

### 3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする。

### 4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、復旧支援事業の実施に当たって、被災県と基本方針を協議する。
- 2) 復旧支援事業は、公益社団法人日本建築士会連合会及びその他の関係機関の連携協力により行うこととする。そのための組織として文化庁は「熊本地震被災文化財建造物復旧支援委員会」（以下「復旧支援委員会」という。）を設置する。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会及び関係機関に対し、文化財の専門職員の派遣等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、必要に応じて、文化庁職員を復旧支援委員会と協力して、被災した文化財である建造物に関し、被災状況の調査並びに応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

### 5 事業の実施期間

復旧支援事業の実施期間は、平成28年5月18日から平成29年3月31日までとする。

### 6 その他

文化庁における事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部参事官（建造物担当）が行う。